

## 加古川市 こんにちは赤ちゃん事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、乳児がいる家庭を訪問し、不安や悩み等を聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、こどもの健やかな育成を図ることを目的とする「こんにちは赤ちゃん事業」(以下「事業」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、加古川市とする。

### (対象者)

第3条 事業の対象となる家庭(以下「対象家庭」という。)は、加古川市内の生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭とする。ただし、他の事業等で状況が把握されている場合は、この限りではない。

### (訪問時期)

第4条 家庭訪問の時期は、対象家庭の乳児が生後4か月を迎えるまでの間とする。ただし、健康診査や保健指導等により親子の状況が確認できている、対象家庭の都合等により、生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合については、生後4か月を経過して訪問することができる。

### (訪問者)

第5条 訪問者は次に掲げる者の内、加古川市が指定する者とする。

- (1) 保健師、助産師、または看護師の資格を有している者
- (2) 子育て支援に関する深い見識及び理解があり、その職務を行うために必要な能力を有している者
- (3) 市職員

2 訪問者には、訪問に先立って、訪問の目的や内容、留意事項等について必要な研修(講習)を適宜行うものとする。

### (事業内容)

第6条 家庭訪問時に、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 育児に関する不安や悩みの聴取、相談等
- (2) 子育て支援に関する情報提供
- (3) 要支援家庭に対して必要となる提供サービスの検討及び関係機関との連絡調整

### (訪問者の遵守事項)

第7条 訪問者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 訪問の際は、身分証を携行し、家族等の求めに応じて提示しなければならない。
- (2) 対象家庭において、万一事故が発生した場合には、その状況を速やかに市長へ報告すること。
- (3) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

### (報告等)

第8条 訪問者は、対象家庭を訪問した後、市長が定めた書式に基づき、訪問した月の末日までに市長へ報告するものとする。ただし、状況によって急を要する場合は、その都度、速やかに報告するものとする。

(ケース対応会議)

第9条 訪問により支援が必要な家庭に対しては、必要に応じて、個別ケースごとに具体的なサービスの種類や内容について、訪問者、市担当者、関係機関等による会議を開催し、その結果を踏まえて適切な支援に結びつけることとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。